

令和元年度

部外研究機関への研究委託業務

「サイバー法制に関する調査・研究」

(実施報告書)

一般社団法人 日本戦略研究フォーラム (JFSS)

令和2年2月25日

## 目 次

1. 研究実施方針.....	1
2. 研究実施スケジュール.....	1
3. 実施体制.....	2
4. セミナー実施報告書.....	4
5. 研究従事者の概要.....	7
6. 留意事項（情報保全体制等）.....	23
別紙 1 秘密情報管理に関する規則.....	24
別紙 2 講義資料.....	26

## 1. 研究実施方針

サイバー法制の歴史・動向として、過去生起したサイバー攻撃を分析して法的な評価を実施し、国際法上の課題について明らかにするとともに、サイバー作戦に係る規制の動向、各国のサイバー戦略及び立法動向について把握するものとする。さらに、自衛隊のサイバー作戦に関する現行法上の課題について明らかにするものとする。

自衛隊が実施するサイバー作戦に係わる法的課題を明らかにし、改善の方向性を案出して、新編部隊等の運用基盤の確立に資する。その際、以下の項目について陸上幕僚監部法務部と勉強会を実施し、その後、勉強会の内容について報告書を作成する。

勉強会の各回テーマについては以下の通り

第1回勉強会：各国サイバー戦略・立法動向（米国法を中心に）

第2回勉強会：サイバー法制の歴史・動向（国際法上の課題を中心に）

第3回勉強会：現行国内法制上の課題

第4回勉強会：最終報告受け

## 2. 研究実施スケジュール

本事業に係る全体スケジュールは以下の通り。

### 第1回勉強会

開催時期：9月26日

テーマ：各国サイバー戦略・立法動向（米国法を中心に）

担当：永野秀雄（法政大学人間環境学部人間環境学科教授）

### 第2回勉強会

開催時期：11月7日

テーマ：サイバー法制の歴史・動向（国際法上の課題を中心に）

担当：中谷和弘（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

黒崎将広（防衛大学校人文社会科学群国際関係学科准教授）

### 第3回勉強会

開催時期：2月12日

テーマ：現行国内法制上の課題

担当：湯浅壘道（情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授）

### 報告書報告会

開催時期：2月25日

担当：伊東 寛（ファイブ・アイ株式会社最高技術責任者）

中谷和弘（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

### 3. 実施体制

実施組織図、実施組織内の各グループ及び各人の任務、各グループ及び各人の連携、本事業に係わる実施体制は以下の通り。

「研究会／報告書作成」のサブスタンス面については、「調査研究本部」を設置し、当該メンバーが中心となって事業の運営を行う。ロジスティクスについては、「事務局」が実施し、防衛省、「調査研究本部」、有識者（研究会合の報告者等）との連絡・調整、有識者への謝金・交通費の支払いを含めた経費の管理、事業の進行管理、等の業務を担当する。

	氏名	肩書	役割分担
調査研究本部 ・「研究会／報告書作成」のサブスタンス面に係る運営を実施。 ⇒「研究会／報告書作成」においては、研究会合への参加、研究会合での報告、報告書執筆を実施。			
事業総括	伊東 寛	JFSS 政策提言委員・ファイブ・アイ株式会社最高技術責任者	調査研究の運営・総括、調査研究に係る専門的知見（サイバーセキュリティ）の提供、資料調査及び執筆、報告書の総覧等
研究総括	中谷 和弘	東京大学大学院法学政治学研究科教授	調査研究の運営・総括、調査研究に係る専門的知見（国際法）の提供、資料調査及び執筆、報告書の総覧等
研究員 (五十音順)	黒崎 将広	防衛大学校人文社会科学群国際関係学科准教授	調査研究に係る専門的知見（戦時国際法）の提供、資料調査及び執筆、報告書の総覧等
	高橋 郁夫	駒澤綜合法律事務所所長、IT リサーチ・アート代表取締役	調査研究に係る助言、専門的知見（サイバー国際法）の提供、資料調査および執筆等
	永野 秀雄	法政大学人間環境学部人間環境学科教授	調査研究に係る助言、専門的知見（米国内法）の提供、資料調査及び執筆等
	橋本 豪	渥美坂井法律事務所パートナー	調査研究に係る助言、専門的知見（サイバー国際法）の提供、資料調査および執筆等
	湯浅 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授	調査研究の運営に係る助言、専門的知見（サイバー国内法）の提供、資料調査及び執筆等
事務局（JFSS 事務局に置く） ・事業全体のロジスティクス面に係る運営を実施。 ⇒「研究会／報告書作成」においては、研究会合の日程調整、調査研究本部、有識者等との連絡・調整、謝金・交通費等の支払、資料調査、報告書の編集等を実施。			
事業担当	加藤博章	JFSS 主任研究員	事業の進行管理、調査研究本部・有識者等との連絡・調整

事業担当	里永尚裕	JFSS 主任研究員	事業の進行管理、調査研究本部・有識者等との連絡・調整
------	------	------------	----------------------------

\*研究会は原則として防衛省内で実施する。実施が困難な場合は JFSS 会議室（東京都新宿区市谷本村町 3-28、新日本市ヶ谷ビル 7 階、最大収容人数 25 名、プロジェクター等完備）で実施する。

## 4. セミナー実施報告書

### 第1回 「各国のサイバー戦略・立法動向—米国法を中心に」

担当者：永野秀雄（法政大学人間環境学部教授）

実施日時：令和元年9月26日（木）15時00分～17時00分

場所：防衛省A棟G4会議室

#### 講義内容要約

今回は、永野教授が米国におけるサイバー戦略の現状とサイバーを巡る米国法について講義を行った。講義では、まず、米国のサイバー戦略の中核となるサイバー軍の概略を説明した。米国国防総省は、2012年にサイバー任務部隊の構築を始め、2018年に完全運用能力を獲得した。サイバー任務部隊は、①サイバー防護チーム（68チーム）、②サイバー国家支援チーム（13チーム）、③サイバー戦闘任務チーム（27チーム）、④サイバー・サポートチーム（25チーム）の計133チームから成り立っている。2018年5月4日に連邦サイバー軍は統合軍に格上げされている。

続いて、トランプ政権におけるサイバーセキュリティ活動を概観した。オバマ政権下、米国のサイバーセキュリティ政策は停滞していたが、トランプ政権に入り、大統領令第13800号「連邦政府のネットワークと重要インフラのサイバーセキュリティの強化（Strengthening the Cybersecurity of Federal Networks and Critical Infrastructure）」を発するなど、積極的な動きを見せている。この大統領令では、多くの連邦行政機関に報告書の提出を求めており、翌年の2018年5月には多くの報告書又はその要約が公表されている。

講義では、戦略文書（①国務省による「抑止と保護」に関する報告書、②トランプ大統領による「米国の国家サイバー戦略」、③2018年国防総省サイバー戦略（要旨）及び国防総省の出した文書（①「サイバー軍構想」、②「統合作戦文書 3-12 サイバー空間作戦」で示された「前方防衛」に係る概念図）を紹介した。

以上の文書は、トランプ政権におけるサイバーセキュリティの要諦をつかむことが出来るものであり、これらを手掛かりとして、米国のサイバー戦略の現状とサイバー関連の米国法の講義が行われた。

その上で、サイバー軍の活動やサイバー戦略に関する米国の連邦法、サイバー軍の前方防衛活動の一例として、サイバー軍によるロシアの電力網に対して有害プログラムを埋め込んだ事例を紹介した。

加えて、米国におけるサイバーセキュリティの現状として、国防総省による新たな調達規制や、国防総省による重要インフラにおけるサイバーインシデントへの文民支援、大統領令第13873号「情報・コミュニケーション技術及びサービス・サプライチェーンの保護」、サイバーセキュリティ・インフラ庁設立の動きを説明した。

講義に続く質疑応答では、米国のサイバー戦略全般と、トランプ政権におけるサイバー政策などについて、活発な意見交換が行われた。

## 第2回 「サイバー法制の歴史・動向—国際法を中心に」

担当者及びタイトル：

- ・「サイバー攻撃と国際法（タリン・マニュアル 2.0 について）」

中谷和弘（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

- ・「近年の国家実行にみるサイバー国際法の動向」

黒崎将広（防衛大学校人文社会学群国際関係学科准教授）

実施日時：令和元年 11 月 7 日（木）15 時 00 分～17 時 00 分

場所：防衛省 A 棟 G5 会議室

### 講義内容要約

今回は、中谷教授がサイバー攻撃と国際法について、特にタリン・マニュアル 2.0 を中心に、講義を行った。続いて、黒崎准教授がサイバー国際法の現状について紹介した。

中谷教授の講義では、まず、サイバーに関する国際法の現状について、サイバー攻撃対処条約の可能性に対する各国の立場を説明した。条約を必要としない西側先進国に対して、中ロ及び一部途上国は既存の国際法の適用によるサイバー空間の軍事利用に対する懸念から新たな条約を必要との立場を取っている。また、サイバー攻撃に対する対応措置としては、サイバーによる反撃や軍事的措置ではなく、経済制裁措置が有効であるとした。

続いて、タリン・マニュアル 2.0 を説明した。タリン・マニュアル 2.0 は、サイバー活動に関連する国際法ルールを確認するものであり、作成するものではない。そして、政府間会議において、参考となることを目指しており、国際法の教科書の順序にほぼ従った構成となっている。

最後に日本外交におけるサイバーの現状について紹介をした。米国とは、サイバー分野における同盟関係を強化し、欧州とも協力関係を強化している。アジア及び途上国とは、能力構築を進めている。サイバー分野においては、攻撃判定が難しいことから、信頼醸成措置が重要となっているとの見解を示した。

続いて、黒崎准教授がサイバー国際法における諸課題を紹介した。サイバー国際法の特徴として、主要問題として、武力行使禁止原則、不干渉原則、主権原則、対抗措置、相当の注意義務、緊急避難の抗弁を提示し、これらについての説明を加えた。

サイバーオペレーションにおける国際法について、サイバー空間特有の問題に適用されるものは、戦時よりも平時の世界である。サイバー空間での攻撃をきっかけとして、武力紛争に至る、すなわちエスカレーションについては、各国ともに慎重であり、メリットはあまりない。そのため、信頼醸成措置が重要となるとの認識を示した。

### 第3回 「現行国内法制上の課題」

担当者：湯浅壘道氏（情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授）

実施日時：令和元年2月12日（水）15時00分～17時00分

場所：防衛省A棟G5会議室

#### 講義内容要約

今回は、湯浅教授がサイバーセキュリティに関する国内法制上の課題について、講義を行った。講義では、まず、国内法制上の制約について、日本では憲法第9条だけでなく、憲法第21条、すなわち検閲の禁止と通信の秘密に関する法制上の課題がある旨、問題提起があった。日本では、戦前の経験から、通信の自由を尊重する傾向が強いという現状がある。サイバーセキュリティの観点から、如何に通信の自由を守るかということが課題となる。その際、日本の司法機関は通信の自由を厳しく守る傾向があり、どの程度の範囲でその侵害が許されるのかを巡って、議論を呼んでいるということが紹介された。

次にサイバーセキュリティ上の脅威となる問題に対しての国内法上の課題について、マルウェアを議題として、米国の国内法や日本の国内法、そして各国の法執行機関の対応を紹介した。マルウェアは、サイバーセキュリティを保持する上で脅威となる存在だが、マルウェアを無効化する場合については、国内法上の制約が大きい。これは米国においても同様であり、米国憲法修正第4条との関係が問題となっており、解決が難しい問題との見解が示された。日本における課題としては、日本の法制度においては「不作為（禁止・差し止め・制限等）」を命じることは比較的容易だが、「作為」を命じる法的制度・手段に乏しい。そのことがマルウェア対策上も問題となっている。また、マルウェア対策のみならず、サイバーセキュリティ保持においては、自衛隊法や訓令などで何をする事が出来るのかを規定する必要がある。セキュリティ対策要員が、業務として行った場合でも、立憲される事例があるため、明文規定を設けることがそれら要員の保護に繋がる。

そして、昨今話題となっているフェイクニュース対策への各国の取組みが紹介された。フェイクニュース自体はロシアや中国のみならず、台湾などその他の国々でも見られており、その対策が急務となっている。規制の方法としては、EUはプラットフォームに対する規制を行っており、インドネシアやシンガポールは情報発信者に対する規制も行っている。他方、米国は外国の政府等の使喚者に対して規制を設けているという現状を紹介した。



## 5. 研究従事者の概要

### <事業統括>

伊東 寛<sup>いとう ひろし</sup>（一般社団法人日本戦略研究フォーラム（以下、JFSS）政策提言委員、ファイア・アイ株式会社最高技術責任者・工学博士）

### 略歴

---

#### 【学歴】

- ・1978年 慶応義塾大学工学部電気工学科卒業
- ・1980年 慶応義塾大学大学院（修士課程）修了

#### 【職歴】

- ・1980年 陸上自衛隊
- ・2007年 株式会社シマンテック総合研究所主席アナリスト
- ・2010年 株式会社ラック特別研究員
- ・2011年 株式会社ラック執行役員
- ・2014年 株式会社ラック常務理事  
ナショナルセキュリティ研究所所長
- ・2016年 経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
- ・2018年 ファイア・アイ株式会社最高技術責任者

#### 【現在】

- ・JFSS 政策提言委員
- ・ファイア・アイ株式会社最高技術責任者
- ・千歳科学技術大学客員教授
- ・慶応義塾大学非常勤講師
- ・文部科学省最高情報セキュリティアドバイザー
- ・独立行政法人情報処理推進機構サイバーセキュリティセンター技術研究アドバイザー  
ボードメンバー
- ・サイバーセキュリティ法制学会理事
- ・安全保障危機管理学会サイバー防衛研究部会部会長
- ・陸海空幹部学校部外講師
- ・防衛研究所部外講師
- ・サイバー防衛シンポジウム熱海大会委員長

## 研究実績

---

### 【単著書】

- ・『サイバー戦争論』原書房、2016年。
- ・『第5の戦場 サイバー戦の脅威』祥伝社、2015年。
- ・『サイバー・インテリジェンス』祥伝社、2015年。

### 【共著書】

- ・『朝鮮半島という災厄』宝島社、2017年。
- ・『サイバー犯罪から身を守る30の知恵』並木書房、2015年。
- ・『究極の危機管理』内外出版、2014年。

(他多数)

## その他

---

- ・国籍：日本国
- ・母語：日本語
- ・外国語能力：英語
- ・そのほか文化的背景（海外滞在経験等）：特になし

## <研究統括>

なかたにかずひろ

中谷和弘（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

## 略歴

---

### 【学歴】

- ・1983年3月 東京大学法学部卒業（法学士）

### 【職歴】

- ・1983年4月 東京大学法学部助手
- ・1986年4月 東京大学法学部助教授
- ・1988年10月 オックスフォード大学客員研究員（1989年8月迄）
- ・1991年4月 東京大学大学院法学政治学研究科助教授
- ・1999年4月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

### 【現在】

- ・東京大学大学院法学政治学研究科教授

## 主な研究実績

---

### 【単著書】

- ・『ロースクール国際法読本』信山社、2013年。

### 【共著書】

- ・『サイバー攻撃の国際法—タリン・マニュアル2.0の解説』信山社、2018年。
- ・『国際法 第3版』有斐閣、2016年。
- ・『人類の道しるべとしての国際法』国際書院、2011年。
- ・『国際化と法』東京大学出版会、2007年。
- ・『安全保障と国際犯罪』東京大学出版会、2005年。

### 【単著論文】

- ・「資料 ホルムズ海峡の船舶通航に関する1985年8月の外務省内部文書」『国際法研究』7号（2019年3月）。
- ・「カスピ海の法的地位に関する条約」『ジュリスト』1524号（2018年10月）。
- ・「横田基地夜間飛行差止等請求訴訟上告審判決—外国の主権的行為としての基地夜間飛行と民事裁判権の免除」『環境法判例百選 第3版』（2018年9月）。

（他多数）

著作一覧は、[http://www.j.u-tokyo.ac.jp/faculty/nakatani\\_kazuhiro/](http://www.j.u-tokyo.ac.jp/faculty/nakatani_kazuhiro/)を参照。

## その他

---

- ・国籍：日本国
- ・母語：日本語
- ・外国語能力：英語
- ・そのほか文化的背景（海外滞在経験等）：英国（1年）

## <研究員>

ながの ひでお  
永野秀雄 (法政大学人間環境学部人間環境学科教授)

## 略歴

---

### 【学歴】

- ・1984年3月 法政大学法学部政治学科卒業 (法学士)
- ・1993年9月 ゴンザガ大学法科大学院 Juris Doctor 課程修了
- ・1999年9月 ジョージ・ワシントン大学法科大学院 LL.M.課程 (環境法専攻コース) 修了 (LL.M)

### 【職歴】

- ・1994年4月 法政大学第二教養部専任講師
- ・1996年4月 法政大学第二教養部助教授・法学部兼担助教授
- ・1999年4月 法政大学人間環境学部助教授
- ・2004年4月 法政大学人間環境学部教授

### 【現在】

- ・法政大学人間環境学部教授
- ・情報保全諮問会議主査
- ・サイバーセキュリティ法制学会副理事長

## 主な研究実績

---

### 【単著書】

- ・『電磁波訴訟の判例と理論—米国の現状と日本の展望』三和書籍、2008年。

### 【共著書】

- ・『亡国のインテリジェンス』日本文芸社、2010年。
- ・『環境と法—国際法と諸外国法制の論点』三和書籍、2010年
- ・『環境経営学の扉—社会科学からのアプローチ』文眞堂、2008年。
- ・『核兵器と国際関係』内外出版、2006年。
- ・『我が国防衛法制の半世紀—発展の軌跡と展望』内外出版、2004年。
- ・『先端科学技術と法—進歩・安全・権利』日本学術協力財団、2004年。
- ・『組合機能の多様化と可能性』法政大学出版局、2003年。
- ・『講座 21世紀の労働法、第2巻 労働市場の機構とルール』有斐閣、2000年。
- ・『労働条件をめぐる現代的課題』法政大学出版局、1997年。
- ・『新法学概論』青林書院、1995年。

### 【単著論文】

- ・「米国の重要インフラに関するサイバーセキュリティとセキュリティ・クリアランス法 (上)」『人間環境論集』第19巻1号 (2018年11月)。
- ・「米国の公開企業とサイバーセキュリティ・リスクの開示—連邦証券取引委員会企業財務

局「連邦証券取引委員会企業財務局 情報開示指針第 2 号 サイバーセキュリティ」の検討」『公共政策志林』第 5 卷（2017 年 3 月）。

- ・「米国における使用者による被用者の宗教に配慮する法理について—特に 1964 年公民権法第 7 編に基づく宗教上の戒律に起因する服装・身なりに関する雇用上の配慮に関する検討」『法学志林』第 113 卷第 3 号（2016 年 3 月）。
- ・「国家安全保障及び公共の安全にかかわる情報と情報公開—米国法（情報自由法）の分析とわが国への示唆」『人間環境論集』第 13 卷第 1 号（2013 年 3 月）。
- ・「米国における国家機密の指定と解除—わが国における秘密保全法制の検討材料として」『人間環境論集』第 12 卷第 2 号（2012 年 3 月）。

（他多数）

## その他

---

- ・ 国籍：日本国
- ・ 母語：日本語
- ・ 外国語能力：英語
- ・ そのほか文化的背景（海外滞在経験等）：米国（4 年）

## <研究員>

ゆあきはるみち  
**湯浅 聖道** (情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授)

## 略歴

---

### 【学歴】

- ・1994年3月 青山学院大学法学部公法学科卒業 (法学士)
- ・1996年3月 青山学院大学大学院法学研究科公法専攻博士前期課程修了 (法学修士)
- ・2001年3月 慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程退学

### 【職歴】

- ・2004年4月 九州国際大学法学部総合実践法学科専任講師
- ・2005年4月 九州国際大学法学部総合実践法学科助教授
- ・2007年4月 九州国際大学法学部総合実践法学科准教授
- ・2011年4月 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
- ・2012年4月 情報セキュリティ大学院大学学長補佐
- ・2017年4月 総務省情報通信政策研究所特別研究員

### 【現在】

- ・情報セキュリティ大学院大学学長補佐
- ・情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授

## 主な研究実績

---

### 【単著書】

- ・『電子化社会の政治と制度』 オブアワーズ、2006年。

### 【共著書】

- ・『緊急事態のための情報システム—多様な危機発生事例から探る課題と展望』近代科学社、2016年。
- ・『教養の SNS—ソーシャル時代の技術とセキュリティについて考える』先端社会科学技術研究所、2014年。
- ・『被災地から考える日本の選挙—情報技術活用の可能性を中心に』東北大学出版会、2013年。
- ・『IT ビジネス法入門—デジタルネットワーク社会の法と制度』TAC 出版、2010年。

### 【単著論文】

- ・「カリフォルニア州 IoT セキュリティ法に関する若干の考察」『情報法制研究』第5号(2019年5月)。
- ・「位置情報の法的性質—United States v. Jones 判決を手がかりに」『情報セキュリティ総合科学』第4巻 (2012年11月)。
- ・「アメリカにおける個人データ漏洩通知法制」『日本セキュリティ・マネジメント学会誌』第26巻第2号 (2012年9月)。

・「自治体の情報公開制度の現状と課題」『九州国際大学法学論集』第 18 巻第 3 号（2012 年 3 月）。

・「スマートメーターの法的課題」『社会文化研究所紀要』第 69 号（2012 年 3 月）。

（他多数）

## その他

---

・ 国籍：日本国

・ 母語：日本語

・ 外国語能力：英語

・ そのほか文化的背景（海外滞在経験等）：特になし

## < 研究員 >

たかはしいく お  
高橋郁夫 (駒澤綜合法律事務所所長、IT リサーチ・アート代表取締役)

## 略歴

---

### 【学歴】

- ・ 1985 年 3 月 早稲田大学政治経済学部卒業 (政治経済学士)

### 【職歴】

- ・ 1992 年 10 月 英国バード・アンド・バード法律事務所 (1993 年 2 月迄)
- ・ 1993 年 10 月 高橋郁夫法律事務所所長
- ・ 2003 年 4 月 宇都宮大学工学部講師
- ・ 2005 年 1 月 IT 法律事務所所長
- ・ 2007 年 10 月 IT リサーチ・アート代表取締役
- ・ 2008 年 4 月 奈良先端科学技術大学院大学講師 (2011 年迄)
- ・ 2011 年 8 月 BLT 法律事務所所長
- ・ 2014 年 6 月 駒澤綜合法律事務所所長

### 【現在】

- ・ 駒澤綜合法律事務所所長
- ・ IT リサーチ・アート代表取締役社長
- ・ 宇都宮大学工学部講師

## 主な研究実績

---

### 【共著書】

- ・『デジタル法務の実務 Q&A』日本加除出版、2018 年。
- ・『デジタル証拠の法律実務 Q&A』日本加除出版、2015 年。
- ・『仮想通貨』東洋経済新報社、2015 年。

### 【官公庁報告書】

- ・総務省「EU 各国における個人情報保護制度に関する調査研究」(平成 29 年度)。
- ・情報処理推進機構「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」にかかる IoT の脆弱性をめぐる法制度の整理に関する調査請負 (株式会社三菱総合研究所と共同調査) (平成 28 年度)。
- ・総務省「情報システムにおけるセキュリティインシデントに関する調査研究の請負」(平成 24 年度)。

(他多数)



## その他

---

- 国籍：日本国
- 母語：日本語
- 外国語能力：英語
- そのほか文化的背景（海外滞在経験等）：英国（4 ヶ月）

## <研究員>

はしもと ごう  
橋本 豪 (渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー)

## 略歴

---

### 【学歴】

- ・1989年3月 東京大学法学部卒業（法学士）
- ・1992年9月 ペンシルベニア大学法科大学院修了（LL.M.）
- ・1996年9月 コロンビア大学法科大学院修了（J.D.）
- ・1997年9月 コロンビア大学国際公共政策大学院国際経済政策専攻修了（M.I.A.）

### 【職歴】

- ・1989年4月 日本輸出入銀行（現 株式会社国際協力銀行）
- ・1997年1月 オメルベニー・アンド：マイヤーズ LLP ニューヨーク事務所
- ・1999年8月 スイドラー・ベルリン・シェレフ・フリードマン LLP ニューヨーク事務所
- ・2000年 ビンガム・マカッチェン LLP・同外国法事務弁護士事務所
- ・2008年 グリーンバーグ・トロリーグ LLP・同外国法事務弁護士事務所
- ・2009年 西村あさひ法律事務所（2017年迄）
- ・2012年 経済産業省「平成24年度アジア拠点化立地推進調査等事業（対日投資戦略の高度に関する調査分析）における検討委員会」委員（2013年迄）
- ・2013年 一般社団法人サイバーリスク情報センター監事
- ・ 経済産業省 海外事業者との投資提携の定着に関する調査委員
- ・ 経済産業省 対内直接投資研究会委員
- ・2015年 東京電機大学 Cysec 国際化サイバーセキュリティ学特別コース 講師
- ・2017年 渥美坂井法律事務所パートナー

### 【現在】

- ・渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー

## 主な研究実績

---

### 【共著書】

- ・『基礎から学ぶデジタル・フォレンジック 入門から実務での対応まで』日科技連出版社、2019年。
- ・『改訂版デジタル・フォレンジック事典』日科技連出版社、2014年。
- ・『クラウド時代の法律実務』商事法務、2011年。
- ・『実践的 e ディスカバリ 米国民事訴訟に備える』NTT 出版、2010年。

### 【単著論文】

- ・「新興国カンントリーリスク研究<第4回>新興国ビジネス最前線—ASEANの大国インドネシアを考える」『月刊監査役』第620号（2013年）。

- ・「法整備支援と法律家・金融市場関係者の役割」『資料版／商事法務』第 355 号 (2013 年)。
- ・「新興国カントリーリスク研究〈第 2 回〉インドを読み解く」『月刊監査役』第 618 号 (2013 年)。
- ・「新興国カントリーリスク研究〈第 1 回〉ミャンマー進出事始」『月刊監査役』第 617 号 (2013 年)。

(他多数)

著作一覧は <https://www.aplaw.jp/lawyers/go-hashimoto/> を参照。

## その他

---

- ・ 国籍：日本国
- ・ 母語：日本語
- ・ 外国語能力：英語
- ・ そのほか文化的背景（海外滞在経験等）：米国（15 年）

## < 研究員 >

くろさきまさひろ  
黒崎将広 (防衛大学校人文社会科学群国際関係学科准教授)

## 略歴

---

### 【学歴】

- ・ 2008 年 3 月 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻国際関係論分野博士課程単位取得退学

### 【職歴】

- ・ 2008 年 4 月 防衛大学校人文社会科学群国際関係学科講師
- ・ 2011 年 4 月 防衛大学校人文社会科学群国際関係学科准教授
- ・ 2012 年 9 月 PhD Visiting Fellow, Grotius Centre for International Legal Studies, Leiden Law School, Leiden University (2014 年 9 月迄)
- ・ 2016 年 4 月 防衛大学校グローバルセキュリティセンター安全保障・軍事作戦法規研究主幹
- ・ 2018 年 1 月 米国海軍大学ストックトン国際法研究所客員研究員 (2018 年 2 月迄)

### 【現在】

- ・ 防衛大学校国際関係学科准教授
- ・ 防衛大学校グローバルセキュリティセンター安全保障・軍事作戦法規研究主幹

## 主な研究実績

---

### 【共著書】

- ・『国際法のダイナミズム—小寺彰先生追悼論文集』有斐閣、2019 年。
- ・『サイバー攻撃の国際法—タリン・マニュアル 2.0 の解説』信山社、2018 年。

### 【単著論文】

- ・ "Japan's Evolving Position on the Use of Force in Collective Self-Defense," *Lawfare*, August 23, 2018.
- ・ "The 'Bloody Nose' Strategy, Self-Defense and International Law: A View from Japan," *Lawfare*, February 25, 2018.
- ・ "The Legal Frameworks of 'Coming-to-Aid' Duty: The Pluralism of the Concept of Self-Defense and its Multi-Layered Legal Grounds," *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 60 (2017).
- ・ 「国際的武力紛争の発生条件再考—戦闘員資格の機能」『国際法外交雑誌』第 115 巻第 2 号 (2016 年)。
- ・ 「『駆け付け警護』の法的枠組み—自衛概念の多元性と法的基盤の多層性」『国際問題』No.648 (2016 年 1 - 2 月号)。

(他多数)

## その他

---

- 国籍：日本国
- 母語：日本語
- 外国語能力：英語
- そのほか文化的背景（海外滞在経験等）：オランダ（2年）、米国（1ヵ月）

## <主任研究員・事務統括>

かとうひろあき  
**加藤博章** (JFSS 主任研究員、防衛大学校人文社会科学群人間文化学科兼任講師)

## 略歴

---

### 【学歴】

- ・2007年 獨協大学法学部国際関係法学科卒業 (国際関係法学士)
- ・2009年 上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻博士前期課程修了 (国際関係論修士)
- ・2013年 防衛大学校総合安全保障研究科博士課程単位取得満期退学
- ・2018年 名古屋大学大学院環境学研究科社会環境学専攻環境法政論講座博士後期課程修了 (博士 (法学))

### 【職歴】

- ・2010年 防衛大学校総合安全保障研究科特別研究員
- ・2013年 独立行政法人国立公文書館アジア歴史資料センター調査員
- ・2015年 独立行政法人日本学術振興会特別研究員 (DC2) (2017年迄)
- ・2016年 ロンドン大学キングスカレッジ戦争研究学部客員研究員 (2017年迄)
- ・2017年 東京福祉大学国際交流センター特任講師 (2019年迄)
- ・2018年 関西学院大学国際学部兼任講師
- ・ 航空自衛隊幹部学校部外講師
- ・2019年 JFSS 主任研究員
- ・ 防衛大学校人文社会科学群人間文化学科兼任講師
- ・ 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部兼任講師

### 【現在】

- ・JFSS 主任研究員
- ・防衛大学校人文社会科学群人間文化学科兼任講師
- ・関西学院大学国際学部兼任講師
- ・群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部兼任講師
- ・航空自衛隊幹部学校部外講師

## 研究実績

---

### 【共著書】

- ・『あらためて学ぶ 日本と世界の現在地』千倉書房、2019年7月。
- ・『21世紀国際社会を考える―多層的な世界を読み解く38章』旬報社、2017年11月。
- ・『戦後70年を越えて―ドイツの選択・日本の関与』一藝社、2016年8月。
- ・『元国連事務次長 法眼健作回顧録』吉田書店、2015年10月。

・『首相秘書官が語る中曽根外交の舞台裏—米・中・韓との相互信頼はいかに構築されたか』朝日新聞出版、2014年2月。

・『ファンダメンタル政治学（増補改訂版）』北樹出版、2013年4月。

#### 【単著論文】

・「自衛隊海外派遣と人的貢献策の模索—ペルシャ湾掃海艇派遣を中心に」『戦略研究』第17号（2015年12月）。

・「湾岸戦争に対する日本の支援—多国籍軍に対する民生支援を中心に」『人間環境学研究』第13巻第1号（2015年6月）。

・「(研究ノート) シベリア出兵における軍事関係—米国シベリア派遣軍司令官を中心に」『軍事史学』第48巻第3号（2012年12月）。

・「ナショナリズムと自衛隊—一九八七年・九一年の掃海艇派遣問題を中心に」『国際政治』第170号（2012年10月）。

・「冷戦下自衛隊海外派遣の挫折—1987年ペルシャ湾掃海艇派遣の政策決定過程」『戦略研究』第10号（2011年10月）。

#### その他

---

・国籍：日本国

・母語：日本語

・外国語能力：英語

・そのほか文化的背景（海外滞在経験等）：英国（6ヵ月）

## <主任研究員・事務統括>

さとながひさひろ  
里永尚裕 (JFSS 主任研究員)

### 略歴

---

#### 【学歴】

- ・1999年 同志社大学法学部政治学科卒業
- ・2002年 同志社大学大学院総合政策科学研究科総合政策科学専攻  
博士前期課程 修了
- ・2016年 同志社大学大学院総合政策科学研究科総合政策科学専攻  
博士後期課程 単位取得満期退学

#### 【職歴】

- ・2001年 衆議院議員小池百合子事務所秘書 (私設)
- ・2003年 小池百合子環境大臣秘書官 (政務)
- ・2006年 衆議院議員小池百合子事務所秘書 (公設第二秘書)
- ・2015年 参議院議員猪口邦子事務所秘書 (公設第一秘書)
- ・2016年 衆議院議員神田憲次事務所秘書 (政策担当秘書)

#### 【現在】

- ・JFSS 主任研究員

### 研究実績

---

#### 【単著書】

- ・『集团的自衛権の行使—憲法・国際法・防衛法制・政府解釈と答弁を踏まえ、立ちふさが  
る諸問題を考察する』内外出版、2013年。

#### 【単著論文】

- ・「必要最小限度の集团的自衛権とは何か」『防衛法学会』臨時増刊号、2015年。

### その他

---

- ・国籍：日本国
- ・母語：日本語
- ・外国語能力：英語
- ・そのほか文化的背景 (海外滞在経験等)：米国 (1ヵ月)、英国 (1ヵ月)



## 6. 留意事項（情報保全体制等）

本研究調査により知り得た情報を部外に漏えい又は転用することなく、本調査研究によって得られた成果を官側の許可なく公表又は第三者に譲渡することもない。詳細は、別紙1「秘密情報管理に関する規則」を参照。

その他、官側の要請に従い、適切に対応する。

## 別紙 1 秘密情報管理に関する規則

平成 29 年 4 月 1 日制定

令和元年 7 月 1 日改定

(目的)

### 第 1 条

この規定は、一般社団法人日本戦略研究フォーラム（以下、JFSS）の情報の適正な管理・保全について必要な事項を定め、JFSS で保有する情報及び JFSS が契約により得た情報の漏洩を防ぎ、情報管理に関する JFSS の社会的責任を明確にすることを目的とする。

(効力)

### 第 2 条

この規定の対象となる情報は、JFSS で保有するすべての情報及び JFSS が契約に基づき得た情報とし、その情報の形態が紙面に印字、筆記されたもの、電磁的記録によるものの別を問わない。

(適用範囲)

### 第 3 条

この規定は JFSS の役員及び従業員（パートタイム従業員、嘱託職員、インターンを含む）に適用する。

(定義)

### 第 4 条

1 この規定に定める秘密情報とは、下記のことをいう。

- ① 業務を遂行するにあたり JFSS から提供されたすべての情報
- ② JFSS の財務及び人事に関する情報
- ③ JFSS の取引先及び取引内容に関する情報
- ④ JFSS の顧客リスト等に関する情報
- ⑤ 契約に基づき顧客より秘密情報と指定された情報
- ⑥ その他、JFSS が特に指定する情報

2 秘密情報の定義は、次のとおりとする。

#### ① 極秘

秘密情報のうち、秘密保全の必要性がきわめて高く、その流出によって、JFSS 及び契約相手方に甚大な損害や損失を与える恐れがあり、社内で特定の者以外には開示することができないもの

#### ② 秘密

極秘以外の秘密情報のうち、それが流出することによって、JFSS 及び契約相手方

に重大な損害や損失を与えるおそれがあり、特定の者以外には開示することができないもの

③ 社外秘

極秘、秘密以外の秘密情報のうち、JFSS 外に開示することができないもの

(情報管理責任者)

第 5 条

JFSS における情報管理責任者は代表理事とする。

(業務情報管理)

第 6 条

- 1 役員、従業員、契約社員、派遣社員、臨時雇用者等本件規定の対象者は、第 4 条に定める情報についてその指定された方法に従い、利用するものとし、その方法に違反し、業務目的外に使用してはならない。
- 2 いかなる情報であっても、第三者（配偶者・両親・親戚等の血縁者及び友人・知人を含む。以下同じ）に開示・提供してはならない。なお退職後も、在職中に知り得た社内情報を第三者に開示・提供してはならない。
- 3 顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者は、これに接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない。
- 4 顧客との契約に基づき契約相手方以外の者に対する伝達又は漏えいが禁じられた情報は報告、共有その他情報提供の対象とならない

(規定違反)

第 7 条

この規定各条項の違反が明らかになった場合、JFSS は就業規則の定めに従い、当該違反を行った職員に対する懲戒処分を行うものとする。

(規定の制定及び改定)

第 8 条

情報管理責任者は、必要に応じ、秘密情報管理に関する規則を制定及び改定することが出来る。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和元年 7 月 1 日より施行する。

## 別紙 2 講義資料